

資料 5 3 - 1

内国郵便約款の変更認可

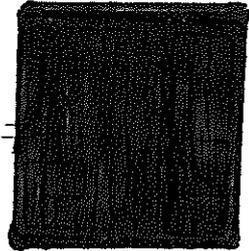
(諮問第1157号)



諮問第 1157 号
平成 29 年 11 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子



諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 2 項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第 1 項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	暗証番号の入力、配達証への記載等、書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いについて定められていることから適当である。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の配達及び還付に関する事項が定められていることから適当である。なお、それ以外の事項については変更がない。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	今回の改正事項は書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いであり、料金の収受に関する事項については変更がない。
その他会社の責任に関する事項	適	今回の改正事項は書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いであり、会社の責任に関する事項については変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。



別添

2017-日郵営第 736 号
2017年11月14日

総務大臣
野田 聖子 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦男

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2018年3月31日
- 3 変更を必要とする理由
お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款の変更認可

平成 29 年 11 月 20 日
総 務 省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社が、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

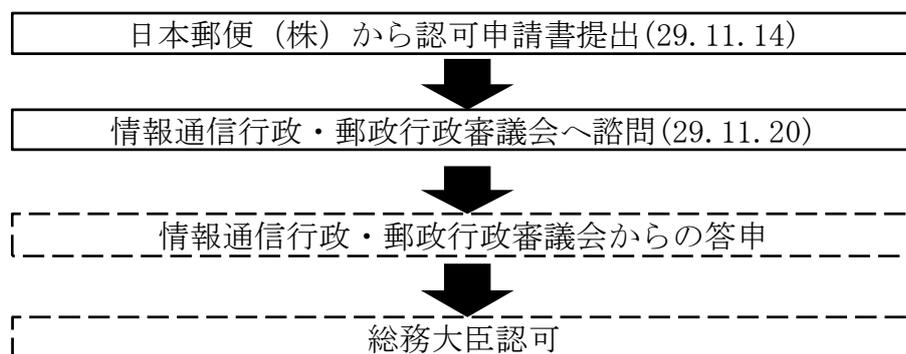
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

日本郵便株式会社は、平成29年3月31日から1年間の予定で、不在のため受け取れなかった書留郵便物を受取ロッカー「はこぼす」で受け取ることができる試験サービスを行っている。(試験的に提供する郵便の役務の提供条件は、総務大臣の認可不要。(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第29条第2号)。

日本郵便株式会社は、試験期間終了後、本格実施することを予定しており、このため内国郵便約款を変更するもの。

※「はこぼす」とは、ゆうパックの受け取り若しくは発送又は書留郵便物の受け取りに利用できるロッカー。

設置台数：平成29年11月1日現在185ヶ所設置

(17都道府県：北海道、関東1都4県、東海3県、近畿2府4県、四国1県、九州1県)

「はこぼす」の設置例(石神井郵便局)



2 サービス内容

(1) 概要

書留郵便物の不在配達通知書の交付を受けた受取人が、当該郵便物の受取場所として「はこぼす」を指定して受け取ることができるサービス。

(2) サービス対象

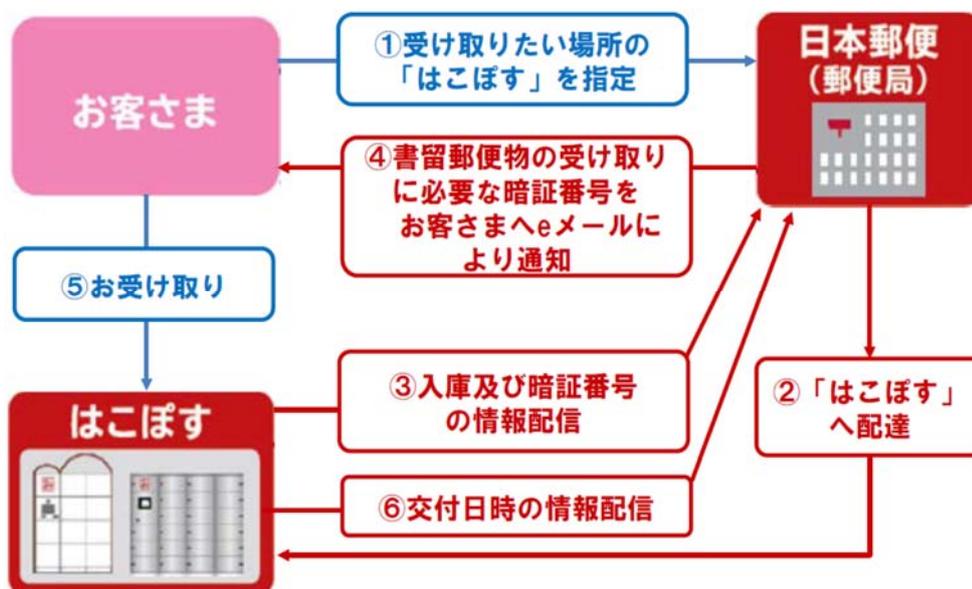
不在のため受け取れなかった以下の郵便物

- ・一般書留郵便物
- ・簡易書留郵便物

※現金書留郵便物等を除く。

(3) 利用方法

書留郵便物が不在配達となった場合（不在配達通知書交付後）



(4) その他

- ・ 料金は無料

3 内国郵便約款変更の概要

はこぼすで書留郵便物を交付する場合の取扱いを規定

- ・ 日本郵便株式会社が予め通知した暗証番号の入力を受ける
- ・ 使用した「はこぼす」の名称と「はこぼす」の扉が閉じられた日時を記録

4 内国郵便約款を変更する理由

顧客の利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

5 実施予定期日

平成 30 年 3 月 31 日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	暗証番号の入力、配達証への記載等、書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いについて定められていることから適当である。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の配達及び還付に関する事項が定められていることから適当である。なお、それ以外の事項については変更がない。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	今回の改正事項は書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いであり、料金の収受に関する事項については変更がない。
その他会社の責任に関する事項	適	今回の改正事項は書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いであり、会社の責任に関する事項については変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の改正事項は書留郵便物を「はこぼす」で受け取る場合の取扱いであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。

参考資料

1 参照条文

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件

二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件